

○総務省令第九十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月二十九日

総務大臣 山本 早苗

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五の二第一項中「第五号の十四様式」の下に「及び第五号の十四の二様式」を加え、「二通を作成し、一通」を「を作成し、第五号の十四様式による特別徴収票」に、「他の一通」を「第五号の十四の二様式による特別徴収票」に改める。

第一号の三様式を次のように改める。

第一号の三様式 挿入

第三号様式を次のように改める。

第三号様式 挿入

第五号の九様式表面を次のように改める。

第五号の九様式表面 挿入

第五号の十四様式の表を次のように改める。

第五号の十四様式の表 挿入

第五号の十四様式備考2中(7)を(8)とし、(2)から(6)までを一ずつ繰り下げ、(1)の次に次のように加える。

- (2) 「個人番号」の欄には、退職手当等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。

第五号の十四様式備考2に次のように加える。

- (9) 「支払者」の欄中の「個人番号又は法人番号」の欄には、退職手当等の支払者の個人番号又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記

載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第五号の十四様式の次に次の一様式を加える。

第五号の十四の様式挿入

第十二号の四の三様式備考2を次のように改める。

2 「非課税」の欄の「その他」の欄の「支払額」の項には、利子割が課されない次のものについて記載すること。

- (1) 所得税法第10条第1項に規定する障害者等の少額預金の利子等及び租税特別措置法第4条第1項に規定する障害者等の少額公債の利子
- (2) 租税特別措置法第4条の2第1項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等及び同法第4条の3第1項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄の利子等
- (3) 所得税法等の規定により非課税とされる当座預金の利子、こども銀行の預貯金の利子等、オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち一定のもの、公益信託の信託財産につき生ずる利子、納税準備預金の利子及び納税貯蓄組合預金の利子

第十七号様式別表の表を次のように改める。

第十七号様式別表の表挿入

第十七号様式別表記載要領13を同表記載要領19とし、同表記載要領12中「「籍姓」欄の」を削り、同表記載要領12を同表記載要領17とし、同表記載要領17の次に次のように加える。

18 「支払者」の項の「個人番号又は法人番号」の欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

第十七号様式別表記載要領11中「「籍姓」欄の」を削り、同表記載要領11を同表記載要領16とし、同表記載要領10中「「籍姓」欄の」を削り、同表記載要領10を同表記載要領15とし、同表記載要領9を削り、同表記載要領8中「「籍姓」欄の」を削り、同表記載要領8を同表記載要領11とし、同表記載要領11の次に次のように加える。

12 「控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の欄の「個人番号」の欄には、それぞれ控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族（以下12において「控除

対象配偶者等」という。)の個人番号を記載してください。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者である場合には、その旨を記載してください。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」の欄は、不明の場合は空欄としてください。

- 13 「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。(例「(1)個人番号」)

- 14 「5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号」の欄には、5人目以降の16歳未満の扶養親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。(例「(2)個人番号」)

第十七号様式別表記載要領7中「「摘要」欄の」や距5、 「欄の金額」や「の欄の金額」に於て、同表記載要領7を同表記載要領10とし、同表記載要領6中「以下6」や「以下9」に、 「「摘要」欄には」や「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ」に於て、同表記載要領9(ロ)中「当該年月日」

」の次に「及びその者の住宅の取得等（同条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅の新築等又は同法第41条の3の2第1項若しくは第5項に規定する住宅の増改築等をいう。（ハ）において同じ。）が特定取得（同条第5項に規定する特定取得をいう。（ハ）において同じ。）に該当する場合には、その旨」や「『『回表記簿第9条の2第3項若しくは第5項又は同法第41条の3の2第1項若しくは第4項』や「第6項若しくは第10項又は同法第41条の3の2第1項若しくは第5項』及び「（同法第41条第1項に規定する住宅の取得等、同条第5項に規定する認定住宅の新築等又は同法第41条の3の2第1項若しくは第4項に規定する住宅の増改築等をいう。以下（ハ）において同じ。）』や『『同条第3項』や「同条第6項』及び「金額、同条第5項』や「金額、同条第10項』及び「金額又は同法第41条の3の2第1項若しくは第4項』や「金額又は同法第41条の3の2第1項若しくは第5項』及び「租税特別措置法第41条の3の2第1項又は第4項』や「同条第1項又は第5項』及び『合計額』の次に「並びに当該住宅の取得等が特定取得に該当する場合には、その旨」や「『『回表記簿第9条の2第4項』や「第5項』及び『『回表記簿第9条の2第4項』や「回表記簿第9条の2第5項』及び「『社会保険料等の金額』欄の「内』』及び「『社会保険料等の金額』の項の「内』の欄』及び「『社会保険料等の金額』欄の金額」

額」や「社会保険料等の金額」の項の金額」及び「以下5」や「以下7」並びに「摘要」欄」や「国民年金保険料等の金額」の欄」に改め、同表記載要領5を同表記載要領7とし、同表記載要領7の次に次のようにする。

8 控除対象扶養親族若しくは16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合又は配偶者特別控除の対象となる配偶者がいる場合には、「摘要」の欄にはそれぞれ次により記載してください。

(イ) 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合

5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。(例「(1) 氏名」)

また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載し、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者である場合にはその旨を記載してください。

(ロ) 配偶者特別控除の対象となる配偶者がいる場合

配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名を記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。(例「(2) 氏名」)

また、氏名の後には(配特)と記載し、当該配偶者が国外に居住する非居住者である場合にはその旨を記載してください。

第十七号様式別表記載要領4中「障害者の数(本人を除く。)」欄の「特別」欄の「内」欄や「障害者の数(本人を除く。)」の項の「特別」の欄の「内」の欄にのみ、同表記載要領4や同表記載要領5と同一、同表記載要領5の次に次のように加える。

6 「非居住者である親族の数」の項には、控除対象配偶者、控除対象配偶者以外の配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者がいる場合には、その数を記載してください。

第十七号様式別表記載要領3中「控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)」欄や「控除対象扶養

親族の数（配偶者を除く。）」の項に改め、同表記載要領3の次に次のように加える。

- 4 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満（平成 年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載してください。

第十七号様式別表記載要領2中「「支払金額」欄の「内」を「「支払金額」の項の「内」の欄」に改め、同表記載要領1を次のように改める。

- 1 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、給与等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。

第十七号の二様式別表を次のように改める。

第十七号の二様式別表 挿入

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

地方税法施行規則第九条の六第一号の改正規定中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改め、「を削り、「加える」を「加え、同条第二号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号」に改める」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定及び附則第三条の規定 公布の日
- 二 第一条中地方税法施行規則第三号様式の改正規定 平成二十九年一月一日
- 三 第一条中地方税法施行規則第一号の三様式の改正規定及び次条第一項の規定 平成二十九年四月一日

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第一号の様式は、平成二十九年四月一日以後に行われる地方税法（以下この条において「法」という。）第三百二

十一條の七の五第一項（法第三百二十一條の七の八第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知について適用し、同日前に行われた法第三百二十一條の七の五第一項の規定による通知については、なお従前の例による。

2 新規則第三号様式、第十七号様式別表及び第十七号の二様式別表は、平成二十九年以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

3 新規則第五号の九様式は、この省令の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に提出される法第五十條の七第一項及び第三百二十八條の七第一項に規定する申告書について適用し、施行日前に提出された法第五十條の七第一項及び第三百二十八條の七第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

4 新規則第五号の十四様式及び第五号の十四の二様式は、施行日以後に支払うべき法第五十條の二及び第三百二十八條に規定する退職手当等（以下この項において「退職手当等」という。）に係る法第五十條の九及び第三百二十八條の十四に規定する特別徴収票について適用し、施行日前に支払うべき退職手当等に

係る法第五十条の九及び第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票については、なお従前の例による。

(地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十七年総務省令第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中地方税法施行規則第四十四号様式別表二の表の改正規定を次のように改める。

第四十四号様式別表二の表を次のように改める。

第四十四号様式別表二の表 挿入

第一条中地方税法施行規則第四十四号様式別表三の表の改正規定を次のように改める。

第四十四号様式別表三の表を次のように改める。

第四十四号様式別表三の表 挿入